

吉田し尿等中継施設し尿等運搬業務委託仕様書

吉田し尿等中継施設し尿等運搬業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。受注者は、別に締結する吉田し尿等中継施設し尿等運搬業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

1 業務内容

吉田し尿等中継施設（以下「中継施設」という。）内のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）を、鹿児島市が指示する日に、最大積載量9,000kg以上のバキューム車により衛生処理センター（以下「センター」という。）へ運搬するものとする。

2 車両、運搬及び運搬量

- (1) し尿等運搬は、最大積載量9,000kg以上のバキューム車の運搬するし尿等1トン当たりの契約によるものとし、年間の運搬量は概ね5,410トンとする。ただし、し尿等の汲み取り状況により運搬量は増減することがある。
- (2) 受注者は、業務に当たっては別に定める「し尿等運搬実施計画書」に基づき運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、し尿等を貯留槽から運搬車両に汲み取るときは、し尿等が周辺に飛散しないようにしなければならない。万一、飛散した場合は、影響部分を十分に洗浄するとともに悪臭対策等を講ずること。
- (4) 受注者は、中継施設を利用している搬入業者からの変更要請又は緊急事態に対しては、発注者の指定する時間に遅滞なく確実にセンターまで運搬するものとする。
- (5) 貯留されているし尿等は、各槽毎に運搬するものとし、原則として当日中に運搬することとする。ただし、貯留槽の容量に余裕がある場合、翌日に搬入計画量が少ない場合等で残留量が翌日の業務に支障がないと発注者が認めた場合はこの限りでない。計画以上の残留量がある場合、当日の17時までに残留量を発注者に連絡すること。
- (6) し尿等の計量はセンターのトラックスケールで行うものとし、計量伝票の（正）は受注者が所持し、（控）は発注者へ渡す。また、計量に当たっては、地域別、貯留槽別に計量するため、発注者の指示による。
- (7) 一日の最終運搬者は、貯留槽付近の清潔を保持し、施設の点検を行い、異常箇所を発見した場合は、発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、中継施設への搬入量が多い場合、搬入が短時間に集中する場合、その他特別な理由から1台の車両では運搬が困難と思われる場合に対応するため、同時にバキューム車2台を配車できる体制を整え、収集運搬業務に支障をきたさないようにしなければならない。

3 業務時間等

この業務の作業時間は、原則としてセンターの業務日の17時までに運搬しなければならない。ただし「し尿等運搬実施計画書」で予め設定された日又は、特別に緊急性を要する日で発注者が承諾した日及び作業時間はこの限りでない。

4 一般的事項

- (1) 作業員は軽快に動作できる服装を着用し、常に清潔でなければならない。
- (2) 受注者は、し尿等をセンターに搬入する毎に計量し、確認を受けるものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの業務に必要と認められる事項は、発注者の指導に基づき適正に処理するものとする。

桜島し尿等中継施設し尿等運搬業務委託仕様書

桜島し尿等中継施設し尿等運搬業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。受注者は、別に締結する桜島し尿等中継施設し尿等運搬業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

1 業務内容

桜島し尿等中継施設（以下「中継施設」という。）内のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）を、鹿児島市が指示する日に、最大積載量9,000kg以上のバキューム車により衛生処理センター（以下「センター」という。）へ運搬するものとする。

2 車両、運搬及び運搬量

- (1) し尿等運搬は、最大積載量9,000kg以上のバキューム車の運搬するし尿等1トン当たりの契約によるものとし、年間の運搬量は概ね3,380トンとする。ただし、し尿等の汲み取り状況により運搬量は増減することがある。
- (2) 受注者は、業務に当たっては別に定める「し尿等運搬実施計画書」に基づき運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、し尿等を貯留槽から運搬車両に汲み取るときは、し尿等が周辺に飛散しないようにしなければならない。万一、飛散した場合は、影響部分を十分に洗浄するとともに悪臭対策等を講ずること。
- (4) 受注者は、中継施設を利用している搬入業者からの変更要請又は緊急事態に対しては、発注者の指定する時間に遅滞なく確実にセンターまで運搬するものとする。
- (5) 貯留されているし尿等は、各槽毎に運搬するものとし、原則として当日中に運搬することとする。ただし、貯留槽の容量に余裕がある場合、翌日に搬入計画量が少ない場合等で残留量が翌日の業務に支障がないと発注者が認めた場合はこの限りでない。計画以上の残留量がある場合、当日の17時までに残留量を発注者に連絡すること。
- (6) し尿等の計量はセンターのトラックスケールで行うものとし、計量伝票の（正）は受注者が所持し、（控）は発注者へ渡す。また、計量に当たっては、地域別、貯留槽別に計量するため、発注者の指示による。
- (7) 一日の最終運搬者は、貯留槽付近の清潔を保持し、施設の点検を行い、異常箇所を発見した場合は、発注者に報告すること。

3 業務時間等

この業務の作業時間は、原則としてセンターの業務日の17時までに運搬しなければならない。ただし「し尿等運搬実施計画書」で予め設定された日又は、特別に緊急性を要する日で本市が承諾した日及び作業時間はこの限りでない。

4 一般的事項

- (1) 作業員は軽快に動作できる服装を着用し、常に清潔でなければならない。
- (2) 受注者は、し尿等をセンターに搬入する毎に計量し、確認を受けるものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの業務に必要と認められる事項は、発注者の指導に基づき適正に処理するものとする。

喜入し尿等中継施設し尿等運搬業務委託仕様書

喜入し尿等中継施設し尿等運搬業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。受注者は、別に締結する喜入し尿等中継施設し尿等運搬業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

1 業務内容

喜入し尿等中継施設（以下「中継施設」という。）内のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）を、鹿児島市が指示する日に、最大積載量9,000kg以上のバキューム車により衛生処理センター（以下「センター」という。）へ運搬するものとする。

2 車両、運搬及び運搬量

- (1) し尿等運搬は、最大積載量9,000kg以上のバキューム車の運搬するし尿等1トン当たりの契約によるものとし、年間の運搬量は概ね8,000トンとする。ただし、し尿等の汲み取り状況により運搬量は増減することがある。
- (2) 受注者は、業務に当たっては別に定める「し尿等運搬実施計画書」に基づき運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、し尿等を貯留槽から運搬車両に汲み取るときは、し尿等が周辺に飛散しないようにしなければならない。万一、飛散した場合は、影響部分を十分に洗浄するとともに悪臭対策等を講ずること。
- (4) 受注者は、中継施設を利用している搬入業者からの変更要請又は緊急事態に対しては、本市の指定する時間に遅滞なく確実にセンターまで運搬するものとする。
- (5) 貯留されているし尿等は、各槽毎に運搬するものとし、原則として当日中に運搬することとする。ただし、貯留槽の容量に余裕がある場合、翌日に搬入計画量が少ない場合等で残留量が翌日の業務に支障がないと発注者が認めた場合はこの限りでない。計画以上の残留量がある場合、当日の17時までに残留量を発注者に連絡すること。
- (6) し尿等の計量はセンターのトラックスケールで行うものとし、計量伝票の（正）は受注者が所持し、（控）は発注者へ渡す。また、計量に当たっては、地域別、貯留槽別に計量するため、発注者の指示による。
- (7) 一日の最終運搬者は、貯留槽付近の清潔を保持し、施設の点検を行い、異常箇所を発見した場合は、発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、中継施設への搬入量が多い場合、搬入が短時間に集中する場合、その他特別な理由から1台の車両では運搬が困難と思われる場合に対応するため、同時にバキューム車2台を配車できる体制を整え、収集運搬業務に支障をきたさないようにしなければならない。

3 業務時間等

この業務の作業時間は、原則としてセンターの業務日の17時までに運搬しなければならない。ただし、「し尿等運搬実施計画書」で予め設定された日又は特別に緊急性を要する日で発注者が承諾した日及び作業時間は、この限りでない。

4 一般的事項

- (1) 作業員は軽快に動作できる服装を着用し、常に清潔でなければならない。
- (2) 受注者は、し尿等をセンターに搬入する毎に計量し、確認を受けるものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの業務に必要と認められる事項は、発注者の指導に基づき適正に処理するものとする。

松元し尿等中継施設し尿等運搬業務委託仕様書

松元し尿等中継施設し尿等運搬業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。受注者は、別に締結する松元し尿等中継施設し尿等運搬業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

1 業務内容

松元し尿等中継施設（以下「中継施設」という。）内のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）を、発注者が指示する日に、最大積載量9,000kg以上のバキューム車により衛生処理センター（以下「センター」という。）へ運搬するものとする。

2 車両、運搬及び運搬量

- (1) し尿等運搬は、最大積載量9,000kg以上のバキューム車の運搬するし尿等1トン当たりの契約によるものとし、年間の運搬量は概ね10,510トンとする。ただし、し尿等の汲み取り状況により運搬量は増減することがある。
- (2) 受注者は、業務に当たっては別に定める「し尿等運搬実施計画書」に基づき運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、し尿等を貯留槽から運搬車両に汲み取るときは、し尿等が周辺に飛散しないようにしなければならない。万一、飛散した場合は、影響部分を十分に洗浄するとともに悪臭対策等を講ずること。
- (4) 受注者は、中継施設を利用している搬入業者からの変更要請又は緊急事態に対しては、発注者の指定する時間に遅滞なく確実にセンターまで運搬するものとする。
- (5) 貯留されているし尿等は、各槽毎に運搬するものとし、原則として当日中に運搬することとする。ただし、貯留槽の容量に余裕がある場合、翌日に搬入計画量が少ない場合等で残留量が翌日の業務に支障がないと発注者が認めた場合はこの限りでない。計画以上の残留量がある場合、当日の17時までに残留量を発注者に連絡すること。
- (6) し尿等の計量はセンターのトラックスケールで行うものとし、計量伝票の（正）は受注者が所持し、（控）は発注者へ渡す。また、計量に当たっては、地域別、貯留槽別に計量するため、発注者の指示による。
- (7) 一日の最終運搬者は、貯留槽付近の清潔を保持し、施設の点検を行い、異常箇所を発見した場合は、発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、中継施設への搬入量が多い場合、搬入が短時間に集中する場合、その他特別な理由から1台の車両では運搬が困難と思われる場合に対応するため、同時にバキューム車2台を配車できる体制を整え、収集運搬業務に支障をきたさないようにしなければならない。

3 業務時間等

この業務の作業時間は、原則としてセンターの業務日の17時までに運搬しなければならない。ただし「し尿等運搬実施計画書」で予め設定された日又は、特別に緊急性を要する日で発注者が承諾した日及び作業時間はこの限りでない。

4 一般的事項

- (1) 作業員は軽快に動作できる服装を着用し、常に清潔でなければならない。
- (2) 受注者は、し尿等をセンターに搬入する毎に計量し、確認を受けるものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの業務に必要と認められる事項は、発注者の指導に基づき適正に処理するものとする。

郡山し尿等中継施設し尿等運搬業務委託仕様書

郡山し尿等中継施設し尿等運搬業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。受注者は、別に締結する郡山し尿等中継施設し尿等運搬業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

1 業務内容

郡山し尿等中継施設（以下「中継施設」という。）内のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）を、発注者が指示する日に、最大積載量9,000kg以上のバキューム車により衛生処理センター（以下「センター」という。）へ運搬するものとする。

2 車両、運搬及び運搬量

- (1) し尿等運搬は、最大積載量9,000kg以上のバキューム車の運搬するし尿等1トン当たりの契約によるものとし、年間の運搬量は概ね5,400トンとする。ただし、し尿等の汲み取り状況により運搬量は増減することがある。
- (2) 受注者は、業務に当たっては別に定める「し尿等運搬実施計画書」に基づき運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、し尿等を貯留槽から運搬車両に汲み取るときは、し尿等が周辺に飛散しないようにしなければならない。万一、飛散した場合は、影響部分を十分に洗浄するとともに悪臭対策等を講ずること。
- (4) 受注者は、中継施設を利用している搬入業者からの変更要請又は緊急事態に対しては、発注者の指定する時間に遅滞なく確実にセンターまで運搬するものとする。
- (5) 貯留されているし尿等は、各槽毎に運搬するものとし、原則として当日中に運搬することとする。ただし、貯留槽の容量に余裕がある場合、翌日に搬入計画量が少ない場合等で残留量が翌日の業務に支障がないと発注者が認めた場合はこの限りでない。計画以上の残留量がある場合、当日の17時までに残留量を発注者に連絡すること。
- (6) し尿等の計量はセンターのトラックスケールで行うものとし、計量伝票の（正）は受注者が所持し、（控）は発注者へ渡す。また、計量に当たっては、地域別、貯留槽別に計量するため、発注者の指示による。
- (7) 一日の最終運搬者は、貯留槽付近の清潔を保持し、施設の点検を行い、異常箇所を発見した場合は、発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、中継施設への搬入量が多い場合、搬入が短時間に集中する場合、その他特別な理由から1台の車両では運搬が困難と思われる場合に対応するため、同時にバキューム車2台を配車できる体制を整え、収集運搬業務に支障をきたさないようにしなければならない。

3 業務時間等

この業務の作業時間は、原則としてセンターの業務日の17時までに運搬しなければならない。ただし「し尿等運搬実施計画書」で予め設定された日又は、特別に緊急性を要する日で発注者が承諾した日及び作業時間はこの限りでない。

4 一般的事項

- (1) 作業員は軽快に動作できる服装を着用し、常に清潔でなければならない。
- (2) 受注者は、し尿等をセンターに搬入する毎に計量し、確認を受けるものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの業務に必要と認められる事項は、発注者の指導に基づき適正に処理するものとする。

松陽台地域下水道汚水処理施設汚泥運搬業務委託仕様書

松陽台地域下水道汚水処理施設汚泥運搬業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。受注者は、別に締結する松陽台地域下水道汚水処理施設汚泥運搬業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実に業務を履行しなければならない。

1 業務内容

松陽台地域下水道汚水処理施設（以下「処理施設」という）内の汚泥を、発注者が指示する日（原則として火曜日）に、最大積載量9,000kg以上のバキューム車により衛生処理センター（以下「センター」という。）へ運搬するものとする。

2 車両、運搬及び運搬量

- (1) 汚泥運搬は、最大積載量9,000kg以上のバキューム車の運搬する汚泥1トン当たりの契約によるものとし、運搬量は概ね年間1,200トンとする。ただし、汚泥の発生状況により運搬量は増減することがある。
- (2) 受注者は、業務に当たっては別に定める「汚泥運搬実施計画書」に基づき運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、汚泥を貯留槽から運搬車両に汲み取るときは、汚泥が周辺に飛散しないようにしなければならない。万一、飛散した場合は、影響部分を十分に洗浄するとともに悪臭対策等を講ずること。
- (4) 受注者は、発注者の指定する時間に遅滞なく確実にセンターまで運搬するものとする。
- (5) 汚泥運搬量については、「汚泥運搬実施計画書」に基づくものとするが、業務に支障がないと発注者が認めた場合はこの限りでない。
- (6) 汚泥の計量はセンターのトラックスケールで行うものとし、計量伝票の（正）は受注者が所持し、（控）は発注者へ渡すこと。
- (7) 一日の最終運搬者は、貯留槽付近の清潔を保持し、施設の点検を行い、異常箇所を発見した場合は、発注者に報告すること。

3 業務時間等

この業務の作業時間は、原則としてセンターの業務日の17時までに運搬しなければならない。ただし「汚泥運搬実施計画書」であらかじめ設定された日又は、特別に緊急性を要する日で発注者が承諾した日及び作業時間はこの限りでない。

4 一般的事項

- (1) 作業員は軽快に動作できる服装を着用し、常に清潔でなければならない。
- (2) 受注者は、汚泥をセンターに搬入するごとに計量し、確認を受けるものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの業務に必要なと認められる事項は、発注者の指導に基づき適正に処理するものとする。